

かかりつけ医での検査結果の提供にご協力ください！

—かかりつけ医からの診療情報等提供事業—

■問い合わせ：保険年金課保険グループ ☎内線 257

龍ヶ崎市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方は、全員が特定健診の対象者です。しかし、生活習慣病（高血圧・糖尿病・脂質異常症など）の定期通院中などの理由で特定健診を受けていない方は、かかりつけ医での検査結果を市に『情報提供』していただくことで、健診を受診したとみなされます。情報提供にご協力ください。情報提供については、主治医とご相談ください。

対象	龍ヶ崎市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方で、定期通院中のため特定健診を受けていない方		
情報提供の流れ	①かかりつけ医での受診時に、「特定健康診査受診券」を提出	▶	②医療機関で渡される「質問票兼同意書」に記入する
		▶	③診察を受ける
持ち物	特定健康診査受診券・国民健康保険被保険者証		



対象医療機関
 秋本脳神経外科／飯野クリニック／牛尾病院／兼子内科循環器科／鴻巣クリニック／さいとうクリニック／さくらクリニック／中村クリニック／根本医院／松葉クリニック／村井医院／山村医院／山本医院／竜ヶ崎医院／龍ヶ崎済生会病院／龍ヶ崎大徳ヘルシークリニック

市外医療機関でも実施しています！
 詳しくはお問い合わせください

市税の納付は、安心・便利な口座振替で！

■問い合わせ：納税課納税グループ ☎内線 215



市税の納付には口座振替をご利用ください。一度申し込みれば翌年度以降も自動継続され、納付のたびに金融機関などにわざわざ出向く必要もなく、忙しい時でも納め忘れがないので安心です。

申し込み方法

市役所または預貯金口座のある次の金融機関に預貯金通帳・通帳届出印を持参し、口座振替依頼書（市役所・各出張所または市内の取扱金融機関窓口で配布）に必要事項を記入し、窓口へ提出。

口座振替取扱金融機関

常陽銀行／みずほ銀行／三井住友銀行／筑波銀行／水戸信用金庫／茨城県信用組合／中央労働金庫／竜ヶ崎農業協同組合／ゆうちょ銀行（郵便局）の本店・各支店

対象税目

①市・県民税（普通徴収）／②法人市民税／③固定資産税・都市計画税／④軽自動車税／⑤国民健康保険税（普通徴収）

注意事項

● 不明な点について連絡する場合がありますので、**口座振替依頼書には必ず電話番号をご記入ください**
 ● 取扱金融機関に出向くことが困難な場合は、**口座振替依頼書を郵送**

しますのでご連絡ください

● 口座振替依頼書の提出から実際の口座振替が開始されるまで2カ月程度かかりますので、余裕を持って手続きしてください

● 預貯金残高不足などにより口座振替ができなかった場合は、再度振替できませんのでご注意ください。口座振替不能通知書（納付書）が送付されますので、その通知書で納付してください

● 軽自動車税のうち継続検査（車検）が必要なものを除き、当該納付にかかる領収証書は交付されません。預貯金通帳の記載をご確認ください。納税証明書（有料）が必要な場合は、市民窓口課で申請してください

● 現在、口座振替を利用している方で振替口座の変更・廃止をする場合には、改めて口座振替依頼書を市役所または金融機関へ提出してください。お亡くなりになった方名義の口座を利用していた場合も口座振替ができなくなりますので、ご注意ください